

* 親族が亡くなられた際に必要な手続きのご案内 *

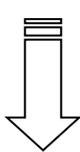
窓口受付時間：月曜日～金曜日（土日祝日・年末年始を除く）8：30～17：00

※火葬がお済みの場合は、すでに死亡届を提出されています。

3

番窓口
戸籍住民係

2-8560

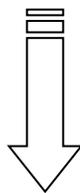


健康保険・年金

5

番窓口
国保年金係

2-8560



福祉医療・障がい者・介護保険

1

番窓口
福祉課

2-8561

2-4500

《必要なもの》

- 印鑑登録証の返却（登録がある場合）
- 個人番号カードまたは住民基本台帳カードの返却（お持ちの方のみ）

- 世帯主変更届（必要に応じて）

※世帯主の方が亡くなった場合、死亡届け出時に新しい世帯主を指定しています。新世帯主を変更したい時は申し出てください

《必要なもの》

- 国民健康保険に関するもの（保険証、高齢受給者証、限度額認定証）
- 後期高齢者医療保険に関するもの（保険証、限度額認定証）
- 年金手帳・年金証書
- 相続人の通帳・印鑑・本人確認書類（免許証・保険証等）
- マイナンバーの確認できる書類

《共通》

・印鑑は認印で結構です。
スタンプ印以外をご用意ください。

《必要なもの》

- 福祉医療証
- 届出人の印鑑
- 各種障がい者手帳
- 各種障がい者手当（受給者死亡届）
- 介護保険証
- 相続人の通帳・印鑑

水道の使用者名義変更（2階）

1

番窓口（2階）
上下水道課

2-0192

水道の使用者名義変更、または閉栓の手続き

※必要となるものは特にありませんので、

2階窓口へお越しいただくか、電話で手続きして下さい。

○相続により「農地」の権利を取得された方は、届出人の印鑑をお持ちの上、農林水産課内・農業委員会事務局（2-8563）まで。相続により「森林の土地」の権利を取得された方は、2階◎番窓口、農林水産課（2-8563）まで。

○土地や建物の「相続による所有権移転登記」は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。松江地方法務局西郷支局（2-0240）

○墓地の新設・改葬については、1階④番窓口、町民課戸籍住民係まで。

☆☆☆ 各支所の窓口でも手続きができます ☆☆☆